

「栃木県緑の少年団連盟」規約

(名称)

第1条 この連盟は、栃木県緑の少年団連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(事務局)

第2条 連盟の事務局は、公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構に置く。

(目的)

第3条 連盟は、緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的として結成された緑の少年団を育成し、相互の親善と活動を図り、もってその健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の少年団相互の親善、交流、研修及び情報交換
- (2) 緑の少年団指導者の交流及び研修
- (3) 緑の少年団の育成及び指導
- (4) その他前条の目的を達するため必要な事項

(組織)

第5条 連盟は、県内の緑の少年団及びこれを賛助するものをもって組織する。

(役員)

第6条 連盟に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	2名
理 事	若干名
監 事	2名

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長は、公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構の理事長とする。
- 3 副会長は、理事の互選により決定する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員が人事異動等により変更になった場合は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 会長は、連盟を代表し、連盟の運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。

3 理事は、規約及び総会の議決に基づき業務を執行する。

4 監事は、連盟の会計事務を監査する。

(会議)

第10条 連盟の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、会長が召集し、その議長には会長があたる。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会においては、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員選任

(4) 規約の制定及び変更

(5) その他会長が認めた事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要によりこれを召集する。

(会計)

第13条 連盟の経費は、会費、賛助会費、助成金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

附則 この規約は、平成2年7月6日から施行する。

この改正規約は、平成24年4月1日から施行する。

この改正規約は、平成26年7月25日から施行する。